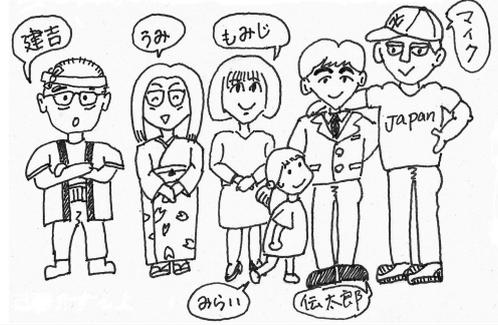


令和5年5月1日号

島野伝太郎一家の

# まちなみ通信 No.48

さんがわら  
～棧瓦～



建吉：最近、宮島を訪れる人も増えてきてコロナの前の活気がようやく戻ってきたようじゃのう。

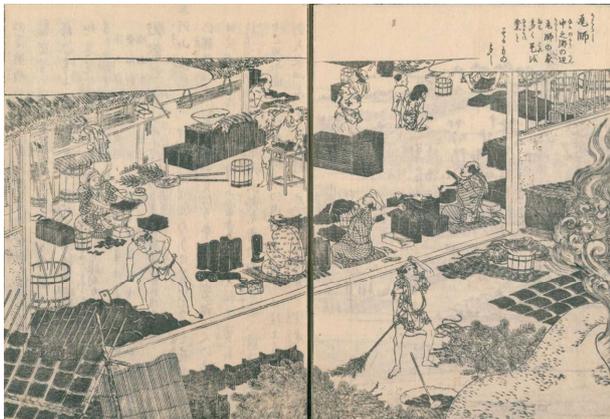
うみ：そうですね。海外からのお客さんが多くいらっしやって宮島らしくなってきましたね。

建吉：賑わいが戻るちゅうのはほんまにええのう。せっかく宮島に来られた方には宮島のよさを知って欲しいもんじゃ。とくにわしは古い町並みのことをもっと知ってもらいたいと思うんじゃ。

うみ：そうですね。そうそう、そういえば、滝町で伝統的な建造物の修理をされているけど、あれはどんな修理をされるのかしら？

建吉：あの工事は通りに面した部分や、外から見える「外観」を昔の姿に戻す工事をしとって、それに併せて建物が長持ちするようにしとるんじゃ。

うみ：そうなんですか。この間、前の通りを通った時には瓦がたくさん置いてあるのを見たわ。



出典：国立国会図書館デジタルアーカイブ『江戸名所図会 7巻[18]』

建吉：ほうかあ。宮島の町家でよう使われとる瓦は

「<sup>さんがわら</sup>棧瓦」ちゅうて江戸時代に考案されたもんなんじゃ。この棧瓦を使う方法を「<sup>さんかわらぶ</sup>棧瓦葺き」ちゅうんじゃ。江戸時代に瓦が作られる様子は、『江戸名所図会』でも「<sup>なかのごう</sup>中之郷の<sup>かわらし</sup>辺瓦師の家多く、<sup>なりわい</sup>是を業とするもの多し」とあって、江戸時代に瓦がつくられる様子が描かれておるんじゃ。宮島の町家にもよう使われるこの棧瓦葺きはのう、野地板の上の棧木に瓦を引っ掛けて固定するん

じゃ。この方法は町家なんかの民家によつて使われとったんじゃ。

うみ：そうなんですか。じゃあ、民家じゃない建物ではどんな瓦の葺き方になるのかしら？



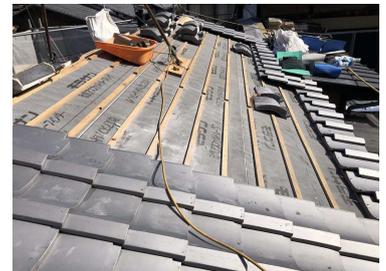
ではどんな瓦の葺き方になるのかしら？

建吉：そりゃあ本瓦葺きじゃのう。この葺き方は平瓦と平瓦を並べてその間を丸瓦で覆うちゅう古く

からある方法と呼ぶんじゃ。この瓦の葺き方は寺社とか大きな建物でよう見られて、重厚感はあるんじゃが、使うとる瓦の枚数も多いけえ屋根が重とうなるんじゃ。それを改良したのが、平瓦と丸瓦を一体化させた波型の棧瓦を使用する棧瓦葺きなんじゃ。

うみ：そんな違いがあるんですね。

建吉：棧瓦にもいろんな形があるんじゃが、棧山が丸うのうて折り目みとうに見える部分を「<sup>しのぎ</sup>鑄」つち



鑄棧瓦を葺く様子

ゆうんじゃが、これがあるもんを「<sup>しのぎ</sup>鑄棧瓦」と呼ぶんじゃ。鑄棧瓦はもともと手作業で木でできた道具で叩いて作とったと言われとるんじゃ。ほんで、宮島の伝統的な建物じゃあ瓦の色は燻し銀のものが使われるんじゃ。それにのう、瓦の寸法じゃが、一坪あたりに葺く瓦の枚数で呼ぶんじゃ。現在、一般的に使われとる瓦のサイズは53枚判じゃが、今回の修理工事じゃあこの家に元々あった古い瓦の規格に合わせて小さい64枚判で葺いとるんじゃ。

うみ：瓦の大きさも今のものとは違うんですね。

建吉：ほうじゃ。昔の瓦は今のより小振りなことが多いんじゃが古いものに寸法を合わせることで屋根の景観が整っていくんじゃ。

### シロアリ駆除に対する補助制度があります

シロアリは土の中を移動して、床下から建物に侵入し、木材等を食べ建物に被害を与えます。

春から夏の時期は、シロアリの一部が新しい巣を作るため羽アリとなって飛び立つことからシロアリの発生を確認しやすい時期となります。伝統的建造物の保存同意をいただいている所有者を対象に、シロアリ駆除のための経費補助があります。(補助率 9/10 以内 上限 100 万円)

この補助を受けるには、いくつかの条件があります。駆除を計画されている方、シロアリの発生が心配な方は、宮島企画調整課までご相談ください。 連絡先：宮島企画調整課 (0829) 30-9119

### 秋頃から令和7年度の保存事業を募集する予定です

秋頃に再来年度に補助金の交付を受け、建物を修理される方を募集する予定です。

詳しいことは、時期が近づいてからのご案内となりますが、補助金の活用を検討される場合は、工事の内容等について申請ができるよう準備をお願いします。

補助金の交付については、審議会で優先順位を定めるため、応募者が多数の場合、順位によっては令和8年度以降になる場合があります。

詳しくは、宮島企画調整課宮島まちづくり推進係までご相談ください。

対象物件：令和7年度に工事を行うもので伝建の基準に適合する建物

・伝統的建造物(修理基準)

補助率 9/10 以内(上限 1,000 万円)

建物の資料や痕跡に基づき外観の伝統的な特性を維持、復原するもの

・一般の建造物(修景基準)

補助率 8/10 以内(上限 600 万円)

新築、増築等外観の修景基準により周囲の伝統的建造物に準じるもの

対象区域：重要伝統的建造物保存地区内

連絡先：宮島企画調整課 (0829) 30-9119

### 外観を変更する場合は

#### 申請が必要です

宮島は、文化財保護法の「特別史跡及び特別名勝」「重要伝統的建造物群保存地区」による規制があり、建物の工事や工作物の設置など、建物の外観に変化がある工事を行う際には全て申請が必要です。

宮島が文化財の町として、多くの観光客が訪れる世界的な観光地として守ってきた誇りある町並みをこれからも維持していくためには、皆様のご協力が欠かせません。工事を行うための申請について、設計された後で相談いただく場合には設計変更が必要となる場合もあります。そのため、工事を行う時には、計画段階のできるだけ早い時期に市へご相談ください。

相談先

宮島企画調整課 (0829) 30-9119

生涯学習課 (0829) 30-9205

### 宮島の古い写真を集めています

宮島で撮影された古い写真や絵葉書等を集めています。

これは町並みを再現する時の参考にしたり、昔の暮らしを知るための手掛かりとして必要なものです。

昭和、大正、明治期など古い写真をお持ちの方はぜひご協力をお願いします。お預かりした写真は写しをとり、お返しします。また、プライバシーに関わるものは「取り扱い注意」として別保管させていただきます。特に、撮影された場所や時代がわかるものであればとても助かります。ご協力いただける方は、宮島企画調整課または etto 宮島交流館までご連絡ください。もし、写真にまつわるお話もあれば一緒にお教えください。ご協力いただけますようお願いいたします。



まちなみ通信 No.48 (令和5年5月1日) 発行

廿日市市経営企画部宮島企画調整課宮島まちづくり推進係

TEL (0829) 30-9119

FAX (0829) 32-1059